

尾張旭市監査公表第11号

平成28年2月29日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

市民生活部環境課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
1 資源等収集運搬業務契約事務について、予定価格を設定する際に設計額を合理的理由もなく減額する事例が認められた。予定価格を決定するにあたり、設計額から減額する場合には合理的理由が必要である。	1 指摘事項については、以後の事務において全て改めます。
2 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業に係る第1期、第2期及び第3期の補助金交付決定の決裁が課長専決で行われている。決裁規程により第1期及び第3期の交付決定は部長専決により、第2期の交付決定は副市長専決により行う必要がある。	2 指摘事項については、以後の事務において全て改めます。
3 補助金交付申請書兼実績報告書において、申請人以外の者による必要と思われない数字の書き込みが複数件行われていた。申請書の取り扱いについて適切な事務処理を行うよう注意が必要である。	3 指摘事項については、以後の事務において全て改めます。